

桃李園デイホーム与板 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会が運営する桃李園デイホーム与板（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「認知症対応型通所介護従業者〔介護予防認知症対応型通所介護従業者〕」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）」その他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 桃李園デイホーム与板
- (2) 所在地 長岡市与板町与板甲34番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 認知症対応型通所介護従業者〔介護予防認知症対応型通所介護従業者〕

- 生活相談員 1名以上
- 介護職員 1名以上
- 看護職員 1名以上
- 機能訓練指導員 1名以上(看護職員兼務)

認知症対応型通所介護従事者〔介護予防認知症対応型通所介護従事者〕は、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画の作成等を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分とする。

但し、利用者及び家族の都合や希望があった場合は、必要に応じてサービス提供する。

(指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

定員 10人

(指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、利用者の要介護状態〔要支援状態〕の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画を作成しなければならない。
- (2) 事業者は、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する指定認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕の質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。
- (5) 職員は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に利用者の心身の状態や認知症の度合いを的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。また利用者の有する特性に対応した指定認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕が提供できる体制を整えるものとする。

(認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画の作成等)

第9条 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画を作成する。

2 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明して、同意を得て、交付する。

3 利用者に対し、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を定期的に行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示127号）」（以下「厚生労働大臣が定める基準（介護予防）」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（介護予防）の額とする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実費（1kmあたり15円）を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、690円を徴収する。

5 おむつ代については、実費を徴収する。

6 その他、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 8 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の指定認知症対応型通所介護事業〔指定介護予防認知症対応型通所介護事業〕の実施地域は、長岡市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を認知症対応型通所介護従業者〔介護予防認知症対応型通所介護従業者〕に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症のまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(地域との連携等)

- 第17条 指定認知症対応型通所介護事業者〔指定介護予防認知症対応型通所介護事業者〕は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、市役所職員、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言

等を聴く機会を設ける。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者〔指定介護予防認知症対応型通所介護事業者〕は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 前3号に規定する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第19条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により説明を行い同意を受け、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合について、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった時には直ちに解除する

(業務継続計画の策定)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期に実施しなければならない。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理等)

第21条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。必要に応じ第三者委員も相談、苦情対応行うものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(個人情報の保護)

第22条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持)

第23条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使

用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(職員の研修)

第24条 事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年2回以上実施

2 事業者は、全ての従業者(看護、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第25条 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- (6) 身体拘束の内容等に関する記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は令和6年10月1日から施行する。